

厚生年金保険適用関係指標の推移(年度別)

指標名	単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
新規適用事業所数	事業所	66,087	80,059	78,467	69,403	63,143
全喪事業所数	事業所	45,223	41,634	40,121	41,366	40,532
適用事業所数 (年度末現在)	事業所	1,648,101	1,681,355	1,715,590	1,739,566	1,753,964
未適用事業所数 (年度末現在)	事業所	63,539	97,427	100,470	103,247	111,990
被保険者数 (資格取得分)	人	6,904,641	7,254,341	7,424,684	6,912,060	5,168,311
被保険者数 (資格喪失分)	人	6,375,211	6,448,290	6,642,565	6,998,244	5,273,454
被保険者数 (年度末現在)	人	33,021,689	33,794,056	34,570,097	34,444,751	34,247,566
民間委託による文書・電話勧奨事業所数※	事業所	125,757	70,973	72,603	36,860	42,765
民間委託による訪問加入勧奨事業所数※	事業所	67,239	43,755	36,480	24,198	18,953
呼出による加入指導実施事業所数	事業所	8,563	8,657	1,030	595	1,575
訪問による重点加入指導実施事業所数	事業所	4,013	6,786	3,583	1,652	3,390
適用対策を講じた結果、適用した事業所数	事業所	4,861	10,883	6,199	3,381	3,139
上記の内、認定による加入手続き件数	事業所	11	87	73	21	34
事業所調査件数	事業所	496,954	460,916	206,652	45,933	47,402

※平成18年度以前は職員による実施数と民間による実施数の合計

2. 保険料等収納事務に関する事項

(1) 国民年金の納付率の向上

① 国民年金保険料の納付率の向上に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組み、現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指す。

ア 現年度のみ未納者への納付督促

現年度のみ未納期間を有する者に対して、納付勧奨のチラシを同封した納付書を送付する。(平成22年2月末から3月中旬を目途に送付。)

イ 市場化テスト受託事業者との連携

アによる納付書送付者に対し、市場化テスト受託事業者との連携による納付督促を実施する。

ウ 強制徴収の取組み

平成20年度以前着手分について、優先的に整理する。

エ 口座振替の勧奨

現金納付による優良納付者に対する口座振替勧奨を実施する。(平成22年2月初旬に口座振替勧奨DMを送付。)

○国民年金保険料の確実な収納を図り、現年度保険料の納付率(※12)について、当面、その低下傾向に歯止めをかけるため、機構設立後の平成21年度末(平成22年1月～3月)における特別対策として、以下の取組を重点的に行いました。

《用語解説》

(※12) 平成21年度の場合、「平成21年4月分から22年3月分までの納付対象月数」に占める「平成21年4月分から22年3月分までの納付月数」の割合

①国民年金保険料の未納期間(現年度のみ)を有する者に対して、納付月数及び優良納付者の増加を図るため、納付勧奨のチラシを同封した1か月単位の分割納付書を平成22年2月末から3月末にかけて送付し、納付督促を行いました。

さらに、納付書送付後は市場化テスト(※13)受託事業者と連携し、電話納付督促、戸別訪問などの事後フォローを行いました。

事項	平成20年度	平成21年度
分割納付書の送付	170万件	151万件 (85万人)

※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値

《用語解説》

(※13) 市場化テストは、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律」に基づき実施しており、官民が対等な立場で、提供するサービスの質・価格を競い、民間業者の創意工夫やノウハウを活用する仕組みです。

機構では、この仕組みを利用して国民年金保険料の収納業務のうち、強制徴収を除く納付勧奨業務等を包括的に民間委託しています。(免除等申請勧奨業務は平成21年10月開始分から実施)

②また、保険料の負担能力がありながら、納付義務を果たさず、他の被保険者の納付意欲にも影響を与えかねない未納者に対しては、強制徴収による厳格な対応を行いました。

事 項	平成20年度	平成21年度
最終催告状送付件数	16,350 件	17,131 件 (2,758 件)
督促状送付件数	8,160 件	10,061 件 (1,037 件)
差押件数	5,534 件	3,092 件 (314 件)

※平成21年度の()書きは、機構発足後(1月～3月)の数値

③口座振替の推進については、資格取得時における口座振替勧奨、口座振替申出書と返信用封筒を同封したダイレクトメール(DM)による勧奨、未納者に対する特定業務契約職員(国民年金推進員)による戸別訪問での勧奨、市場化テスト受託事業者による勧奨等により積極的な取組を実施しました。

事 項	平成20年度	平成21年度
口座振替勧奨DM送付件数	140 万件	133 万件

※件数については、各年度とも2月初旬に送付した件数

<参考>

事 項	平成20年度	平成21年度
口座振替納付者数	562 万人	527 万人
口座振替利用率	38.0%	36.3%

④所得情報を活用して免除等申請書未提出者に対して免除勧奨を実施しました。

事 項	平成20年度	平成21年度
第1号被保険者数	1,966万人	1,951万人
免除勧奨件数	166万件	153万件 (21万件)
全額免除者数等	521万人<26.5%>	535万人<27.4%>

※第1号被保険者数には任意加入者は含まれていない。

※免除勧奨件数はダイレクトメールによる勧奨件数である。

※全額免除者数等には、「学生納付特例」及び「若年者納付猶予」を含む。

※「全額免除者数」欄の< >内は第1号被保険者数に占める割合である。

※「平成21年度」欄の()書きは、機構発足後(1月~3月)の数値である。

○なお、納付督励業務については全ての年金事務所において、免除勧奨業務については127か所の年金事務所において、市場化テスト受託事業者により実施しました。委託の結果、コストについては相当程度削減されている一方、事業実績に関する要求水準は達成できていない状況です。その要因として、低コストの電話督励が中心的な手法となり、戸別訪問の実施が委託前と比べて大幅に減少していること等が考えられます。また、委託者である機構と受託事業者との連携が必ずしも十分ではなかったことが反省点として挙げられます。

○このため、平成22年10月に更改が予定されている185か所の年金事務所に係る業務の委託に当たって、入札方式や実施要項の見直しを行うとともに、受託事業者との情報交換や連携強化に取り組んでいく方針としています。

○これらの取組のほか、納めやすい環境づくりとして、コンビニエンスストアでの納付、インターネットや携帯電話などによる電子納付、クレジットカードによる納付方法について、納付書の裏面への記載や同封リーフレット等により納付方法の周知を図り、その利用促進に努めました。

② 各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について、3か月間の目標を適切に設定し、進捗管理を徹底する。

事 項	平成20年度	平成21年度
コンビニエンスストアでの納付	966 万件	1,107 万件 (267 万件)
インターネットや携帯電話等の電子納付	38 万件	42 万件 (10 万件)
クレジットカードによる納付	32 万件	78 万件 (20 万件)

※平成21年度の（ ）書きは、機構発足後（1月～3月）の数値

○各年金事務所においては、旧各社会保険事務所において平成21年6月に策定した行動計画に基づき実施した平成21年12月までの取組状況を踏まえ、「納期限内納付月数」及び「督促納付月数」について可能な限り前年度並みの実績を確保することを目標に、上記の保険料収納対策を実施しました。

事 項	平成20年度	平成21年度（3月末）
納期限内納付月数	9,817 万月	8,615 万月
督促による納付月数	1,056 万月	878 万月

<参考> 納付督促の実施状況

事 項	平成20年度	平成21年度
電話納付督促	1,483 万件	1,969 万件
戸別訪問督促	1,103 万件	419 万件
催告状	818 万件	1,305 万件
集合徴収	31 万件	11 万件
計	3,435 万件	3,704 万件

（注）上記の納付督促件数は、職員、収納指導員及び市場化テスト事業者による納付督促の総数である。

- 【別表 7：国民年金適用収納業務に係る実績数値】
- 【別表 8：国民年金保険料現年度納付率の年次推移】
- 【別表 9：国民年金保険料最終納付率（※14）の年次推移】

《用語解説》

（※14）平成 19 年度の場合、「徴収時効が消滅する平成 21 年度末現在における 19 年度分の納付対象月数」に占める「平成 19 年度から 21 年度末までに納付された 19 年度分の納付月数」の割合

(別表7)

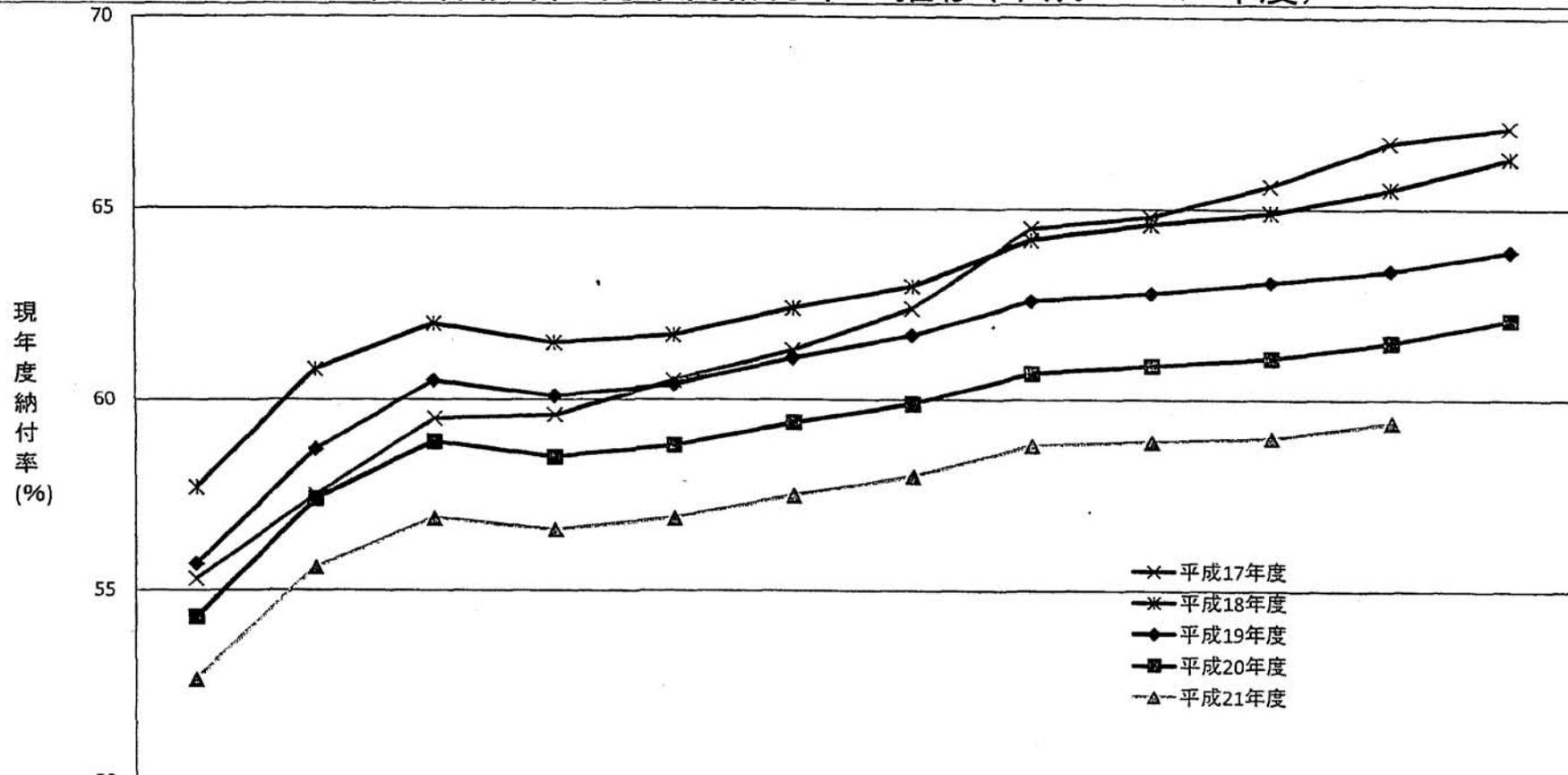
国民年金適用収納業務に係る実績数値(平成17年度～21年度)

項 目		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
1	第1号被保険者数(人)	21,901,248	21,230,496	20,353,751	20,006,624	19,851,287	
2	全額免除等割合(%) (注)	25.5	25.2	25.8	26.5	27.4	
3	現年度納付率(%)	67.1	66.3	63.9	62.1	59.4 (3月末)	
4	口座振替実施率(%)	40.2	40.2	39.5	38.0	36.3	
5	コンビニ等納付件数(件)	5,891,404	7,485,491	9,054,014	10,364,900	12,271,266	
	内 訳	①コンビニエンスストア(平成16年2月～)	5,891,404	7,485,491	8,739,990	9,663,012	11,072,659
		②インターネットバンキング(平成16年4月～)	約14万件	約24万件	312,588	377,017	420,539
		③クレジットカード(平成20年2月～)			1,436	324,871	778,068
6	過年度納付率(%)	(平成15年度) 67.4	(平成16年度) 68.2	(平成17年度) 72.4	(平成18年度) 70.8	(平成19年度) 68.5 (3月末)	
7	最終催告状発送件数(件)	172,440	310,551	40,727	16,350	17,131	
8	差押執行件数(件)	3,048	11,910	11,387	5,534	3,092	

注)法定免除、申請全額免除、学生納付特例、若年者納付猶予の合計

国民年金保険料 現年度納付率の推移(平成17~21年度)

(別表8)



	4月(5月末)	5月(6月末)	6月(7月末)	7月(8月末)	8月(9月末)	9月(10月末)	10月(11月末)	11月(12月末)	12月(1月末)	1月(2月末)	2月(3月末)	3月(4月末)
平成17年度	55.3	57.5	59.5	59.6	60.5	61.3	62.4	64.5	64.8	65.6	66.7	67.1
平成18年度	57.7	60.8	62.0	61.5	61.7	62.4	63.0	64.2	64.6	64.9	65.5	66.3
平成19年度	55.7	58.7	60.5	60.1	60.4	61.1	61.7	62.6	62.8	63.1	63.4	63.9
平成20年度	54.3	57.4	58.9	58.5	58.8	59.4	59.9	60.7	60.9	61.1	61.5	62.1
平成21年度	52.7	55.6	56.9	56.6	56.9	57.5	58.0	58.8	58.9	59.0	59.4	

(注)機構の中期計画では、「現年度分保険料について、当面納付率の低下傾向に歯止めをかけ、これを回復させることを目標とする。具体的には、中期目標期間中のできるだけ早い時期に、平成21年度の納付実績を上回り、その後、更なる改善を目指す。」とされている。

また、平成21年度計画では、「現年度納付率については、平成21年12月末時点の納付率から平成22年3月末までの間において、1ポイント程度以上の納付率の伸びを確保することを目指す。」とされている。

国民年金保険料 最終納付率の推移

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	現年度からの 伸び幅
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%					+4.0ポイント
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%				+4.6ポイント
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%			+5.3ポイント
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%		+4.5ポイント
19年度分保険料					63.9%	66.7%	%	
20年度分保険料						62.1%		—
21年度分保険料							%	

(注)機構の中期計画では、「国民年金保険料の最終納付率について、中期目標期間中、各年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保することを目指す。」とされている。

また、平成22年度計画では、「なお、行動計画の策定に当たっては、機構全体として、
 ア平成20年度の最終納付率については、平成20年度の現年度納付率から4～5ポイント程度の伸び幅を確保すること。
 イ平成22年度末における平成21年度分保険料の納付率については、平成21年度末から2～3ポイント程度の伸び幅を確保すること。
 ウ平成22年度の現年度納付率については、前年度と同程度の水準を確保すること。
 を目標とするものとする。」とされている。

(2) 厚生年金保険・健康保険・船員保険等の徴収対策の推進

① 厚生年金保険等の収納確保に向けて、年金記録問題への対応状況を踏まえつつ、平成21年度は特に以下の点について重点的に取り組む。

ア 口座振替の推進

保険料の納め忘れの防止や納付手続きの簡素化を図るため、口座振替による保険料納付の推進を図る。

イ 滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分

滞納事業所に対しては、速やかに保険料の納付督促を行い、確実な徴収と滞納の長期化の防止を図る。

なお、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、滞納事業所から納付が困難である旨の申出があった場合には、事業所の経営状況や将来の見通しなどを丁寧に聞き取ったうえで、きめ細やかな納付指導を行う。

② 各年金事務所においては、各社会保険事務所が平成21年6月に策定した計画や平成21年12月までの取組状況を踏まえ、以下の事項について3か月間の目標を適正に設定し、進捗管理を徹底する。

- ・ 収納率及び滞納事業所解消数
- ・ 口座振替実施率

○保険料の納付期限内の納入を確実なものとするため、各事業所に対する口座振替による保険料納付の促進に努めました。具体的には、新規適用届を提出する事業所に対して、口座振替による納付を推奨しました。

○しかし、厳しい経済状況の下で、口座振替を辞退する事業所が増加し、平成21年度末口座振替実施率は前年度の実績を下回りました。

口座振替実施率（厚生年金保険）

81.9%（平成20年度） → 81.2%（平成21年度）

○滞納事業所に対する納付指導及び滞納処分については、口座振替不能となった事業所に対して電話による納付督促を実施、督促指定期限までに納付されない事業所には来所通知書による呼出徴収、来所に応じない事業所については職員が訪問し、直接納付督促を実施するなど確実な徴収と滞納防止に努めました。

また、長期・大口滞納事業所を含めた納付困難事案等に対しては、金融機関に預貯金、取引先事業所及び不動産等の財産調査を行い、差押予告通知等による納付督促に努め、納付計画を示さない事業所に対しては、差押えの実施による確実な滞納整理に努めました。

○しかし、厳しい経済情勢の下で滞納事業所数が大幅に増加したこと等から、厚生年金保険の保険料収納率については、前年度の実績を下回ることとなりました。

保険料収納率（厚生年金保険）

98.4%（平成20年度） → 98.0%（平成21年度）

【別表10：厚生年金保険等徴収関係指標の推移】

(別表10)

厚生年金保険等徴収関係指標の推移

指標名		単位	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
保険料収納額 (過年度分を含む)①	厚生年金保険	億円	200,584	209,834	219,690	226,905	222,409
	協会管掌健康保険	億円	65,676	66,403	67,759	66,181	63,194
	船員保険	億円	639	621	615	611	551
保険料決定額 (過年度分を含む)②	厚生年金保険	億円	203,577	212,612	222,672	230,627	226,932
	協会管掌健康保険	億円	67,090	67,752	69,251	68,052	65,480
	船員保険	億円	694	670	659	655	596
保険料収納率 ①/②	厚生年金保険	%	98.5	98.7	98.7	98.4	98.0
	協会管掌健康保険	%	97.9	98.0	97.8	97.2	96.5
	船員保険	%	92.1	92.6	93.3	93.3	92.4
滞納事業所数		事業所	105,545	108,070	123,655	147,171	162,423
差押え事業所数		事業所	13,631	15,613	12,879	10,483	8,250
口座振替実施率	厚生年金保険	%	84.2	84.0	83.5	81.9	81.2
	協会管掌健康保険	%	85.5	85.5	84.6	82.8	81.5
	船員保険	%	56.4	56.4	56.1	55.6	52.1

(注1)協会管掌健康保険とは、全国健康保険協会が運営している主に中小企業の従業員を対象とした健康保険のことです。同健康保険の保険料については、年金保険料と併せて、機構が一括して徴収を行っています。

(注2)各年度の数値は、翌年度5月31日現在の数値を計上しています。

平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>3. 給付事務に関する事項</p> <p>① 迅速な決定</p> <p>ア 「サービススタンダード」の達成状況を把握し、問題点については改善のための対策を徹底する。</p> <p>イ 障害年金について、事務処理の標準化、効率化及び迅速化を図る観点から、事務処理方法等の見直しを検討し、年金裁定の処理日数の短縮を図る。</p>	<p>○年金請求書を受け付けてから年金が決定され、年金証書が請求者に届くまでの標準的な所要日数をサービススタンダードとして設定し、迅速な決定、年金のお支払いに取り組んでいます。</p> <p>＜設定したサービススタンダードの内容＞</p> <p>◇老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金：2か月以内（加入状況の再確認を要しない方は1か月以内）</p> <p>◇障害基礎年金：3か月以内</p> <p>◇障害厚生年金：3か月半以内</p> <p>○平成21年度の達成状況は、以下の表のとおり、老齢基礎・老齢厚生年金、遺族基礎・遺族厚生年金について、加入状況の再確認を要する場合は60%後半～80%半ばとなっていますが、加入状況の再確認を要しない場合は30%前半～40%後半と低い達成率となっています。</p> <p>また、障害基礎年金は80%以上となっていますが、障害厚生年金は10%と極めて低い達成率にとどまっています。</p> <p>○サービススタンダード達成率が低調な原因としては、年金記録問題への対応を優先したことによる影響のほか、日本年金機構移行に伴う設立当初の混乱、受給者の増加によるものと考えています。</p> <p>このため、地域の実情に応じた事務センター等の処理体制の見直しを行うなど、達成率の改善に向けた取組を進めています。</p>

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

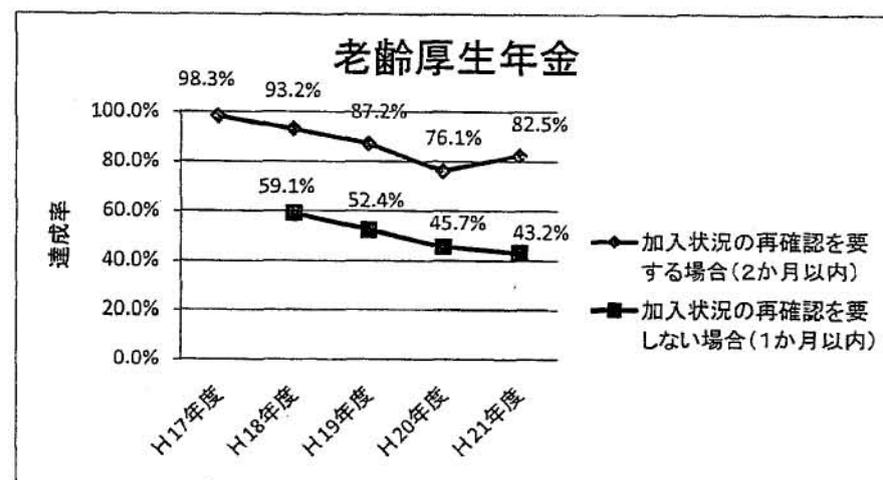
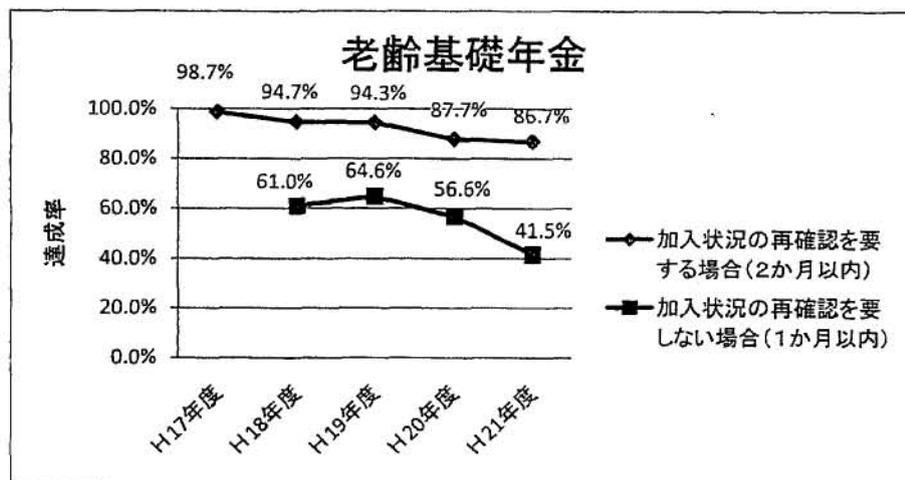
○特に、障害厚生年金については、お客様からの問い合わせ等に対応する専用電話を設置するとともに、サービススタンダード達成率の改善に向けて、平成22年4月から障害認定事務を担当する職員を56人から97人に大幅に増員することとするなど審査体制強化の準備を進めました。

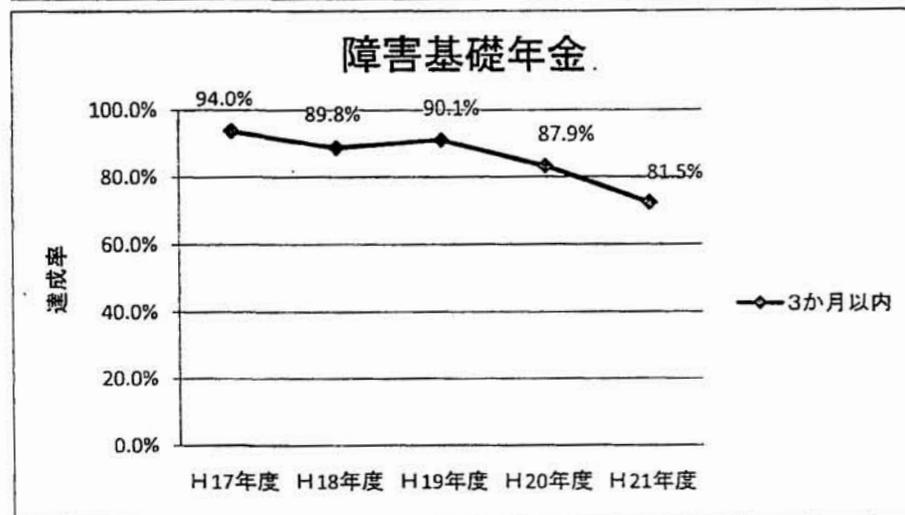
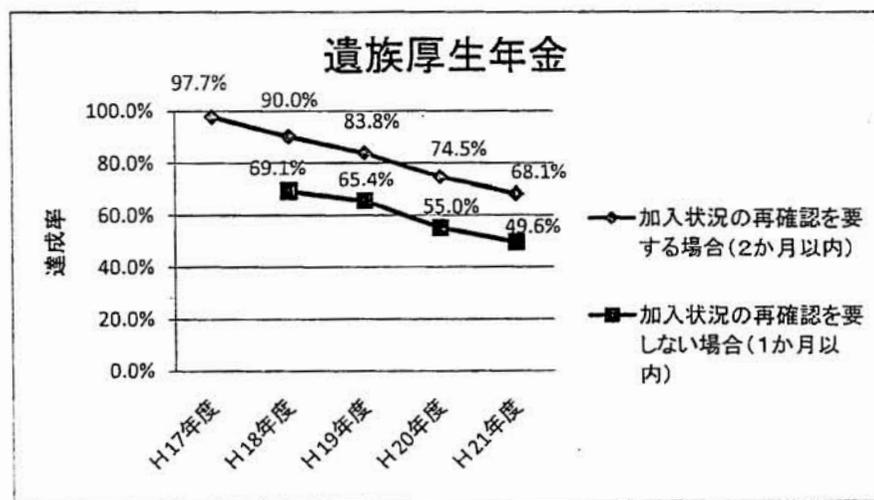
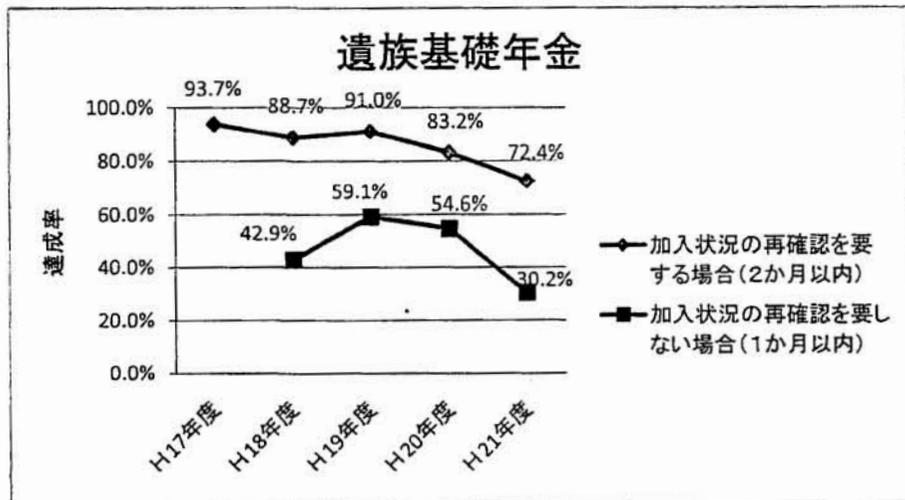
給付種別	決定件数	平均所要日数		達成率	
		加入状況の再確認を要する	加入状況の再確認を要しない	加入状況の再確認を要する	加入状況の再確認を要しない
老齢基礎年金	134,754件	45.6日	40.4日	86.7%	41.5%
老齢厚生年金	1,873,697件	48.4日	39.9日	82.5%	43.2%
遺族基礎年金	3,597件	56.6日	48.7日	72.4%	30.2%
遺族厚生年金	273,250件	60.2日	39.7日	68.1%	49.6%
障害基礎年金	63,845件	72.5日		81.5%	
障害厚生年金	27,909件	158.1日		10.0%	

【別表11：サービススタンダード年次推移】

サービススタンダード推移

年度	老齢基礎のみ		老齢基礎・老齢厚生		遺族基礎のみ		遺族基礎・遺族厚生		障害基礎	障害厚生
	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	加入状況の再確認を要する場合(2か月以内)	加入状況の再確認を要しない場合(1か月以内)	3か月以内	3か月半以内
H17年度	98.7%		98.3%		93.7%		97.7%		94.0%	73.5%
H18年度	94.7%	61.0%	93.2%	59.1%	88.7%	42.9%	90.0%	69.1%	89.8%	75.7%
H19年度	94.3%	64.6%	87.2%	52.4%	91.0%	59.1%	83.8%	65.4%	90.1%	72.4%
H20年度	87.7%	56.6%	76.1%	45.7%	83.2%	54.6%	74.5%	55.0%	87.9%	31.0%
H21年度	86.7%	41.5%	82.5%	43.2%	72.4%	30.2%	68.1%	49.6%	81.5%	10.0%





平成21年度計画	平成21年度計画に対する取組状況
<p>② 適正な届出の周知</p> <p>新規裁定者全員に対するパンフレットの送付や60歳を超える就労者が多い事業所に対する適正な届出の指導等を行う。</p>	<p>○新規年金決定者に対しては、年金証書を送付する際に年金の種別に応じて新規年金決定者用のパンフレット（「年金を受給される皆様へ」）を同封しています。このパンフレットの中で、老齢厚生年金受給者が就職した場合は、働き方によっては厚生年金保険に加入する必要があること、加入した際は年金額と給与及び賞与の額に応じて老齢厚生年金の一部又は全部の支払いが停止される場合があること等について説明しています。</p>
<p>③ 正確な支給</p> <p>年金給付の支給の誤りを防止するため、以下の措置を講じる。</p> <p>ア 年金給付に関する業務処理マニュアルの徹底を図り、必要に応じて研修等を行う。</p> <p>イ 年金給付に関する事務処理誤りについて、組織内の情報伝達ルートを整備し、情報共有を徹底する。</p>	<p>○「国民年金・厚生年金保険年金給付業務処理マニュアル」を平成22年1月に制定・施行し、マニュアルに基づく業務処理の適正化に努めました。</p> <p>○事件・事故や事務処理誤りが発生した場合の対応に関して必要な事項を定めた「事件・事故・事務処理誤り対応要領」を平成22年1月に制定し、同要領の中で、以下のような情報伝達ルールを定めました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金事務所等の各部署から2日以内に本部品質管理部に第1報を報告（窓口の一本化） ・本部品質管理部は、事案の内容に応じ、リスク・コンプライアンス部その他の本部内の関係部に情報を伝達 <p>○同要領に基づき、本部（品質管理部）において、各部署から事案の報告を受けるとともに本部内の関係部と連携しながら、必要に応じて年金事務所等への対応、調査、再発防止等の対応を行いました。</p> <p>（参考）平成22年3月末までに同要領に基づき報告（第1報）を受けた件数 455件</p>

平成21年度計画

平成21年度計画に対する取組状況

④ 申請忘れ、申請漏れを防ぐ取組

受給者の申請忘れ、申請漏れを防止するため、年金支給年齢（60歳又は65歳）に到達する直前に、あらかじめ年金加入履歴等が記載されている年金請求書（ターンアラウンド方式）を本人宛に送付する等の取組を進める。

○老齢基礎年金又は老齢厚生年金の受給資格を満たしている方については、年金加入記録等をあらかじめ記載したターンアラウンド方式の年金請求書を、60歳または65歳到達の3か月前に送付しています。

また、60歳以後に受給権が発生する方には、「老齢年金のお知らせ」を、受給資格が確認できない方には、「年金加入期間の確認について（ご案内）」を、それぞれ60歳到達の3か月前に送付しています。

（平成21年度における送付件数）

・年金請求書（ターンアラウンド用）	1,747,990件（368,801件）
・老齢年金のお知らせ（はがき）	260,109件（52,289件）
・年金加入期間の確認について（ご案内）（はがき）	231,464件（47,038件）

（注）（ ）内は、機構設立後（1～3月の数値）

○旧社会保険庁において、平成21年12月18日から24日にかけて、社会保険オンラインシステム上の記録では25年の受給資格期間を満たさない方（約50万件）に対して、合算対象期間（カラ期間）（※15）の有無などについての注意喚起を行い、併せて任意加入制度の周知を図るためのお知らせ（「年金加入期間に関するお知らせ」）を送付しました。

この「お知らせ」の送付対象者については、機構設立後において、年金相談や年金の決定の状況についてフォローアップを行っており、10,039人の方について年金の決定が行われるなどその状況は次のとおりとなっています。

＜用語解説＞

（※15）年金額には反映されませんが、「年金を受け取るために必要な期間（25年）」に算入することとされている期間のこと。例えば、昭和61年3月までの間で専業主婦であった期間や、海外に在住していた期間のことを言います。

(平成 22 年 3 月 31 日現在)

事 項	件数 (人、件)	備 考
「お知らせ」送付対象者	499,399 人	うち、不着件数、約 3 万件
ナビダイヤルに照会のあった件数	2,020 件	
年金事務所等への相談来訪者数	4,350 人	
年金の決定が行われた方	10,039 人	平成 21 年 12 月 21 日以降に年金請求書を提出された方の状況

【別表 12：年金加入期間確認のための「お知らせ」ハガキ（見本）】

年金加入期間確認のための「お知らせ」ハガキ (見本)

表面

料金後納郵便



親展

あなた様の年金の加入期間に関するお知らせ
— ぜひお読みください! —

差出人

社会保険庁 社会保険業務センター
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号
(※宛先不明の場合は上記にご返送ください。)

【お問い合わせ先】

裏面の『専用ダイヤル』またはお近くの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

ご案内は内側にあります。ここからゆっくりはがしてご覧ください。
なお、水に濡れている時は、よく乾かしてからおはがしください。

この通知をお読みいただくことで、年金の受給が可能となる場合がございますので、ぜひご確認ください。

あなた様は、右の表の年金加入期間だけでは「年金を受け取るために必要な期間」(原則300か月=25年)を満たしていません。

しかし、次の(1)、(2)のご確認により加入期間の間違いや合算対象期間(カラ期間)などがある方や、次の(3)、(4)の任意加入制度に加入された方は、年金を受給できる場合がございます。

ご確認ください、お気づきの点などがありましたら、裏面の『専用ダイヤル』にお問い合わせいただくか、お近くの社会保険事務所や年金相談センターにご相談ください。

(1) まず、右の表の①～⑨で、それぞれの加入期間が間違いないかどうか、ご確認ください。

(※共済組合等の加入期間については、加入していた各共済組合等にご確認ください。)

(2) 同時に、次のような合算対象期間(カラ期間)などがないかどうか、ご確認ください。〈詳細は裏面に〉

- (例1) 専業主婦で、国民年金の任意加入の期間は?
- (例2) 海外に在住した期間がある?
- (例3) 平成3年3月までに、学生であった期間は?

(3) 60歳から70歳までは、国民年金に任意加入できませんので「原則300か月=25年」の「年金を受け取るために必要な加入期間」を満たす場合があります。

(4) 70歳まで保険料を納めても、まだ加入期間が「原則300か月=25年」に不足する方は、「70歳以上でも、勤めに出て厚生年金に入る」という方法があります。

あなた様の年金加入期間 下の表のとおりです。(社会保険庁の把握分)

基礎年金番号

平成 年 月 日現在の年金加入期間です。

「ねんきん特別便」、「ねんきん定期便」等であなた様からご照会いただいた内容で、そのご返事ができていないご照会内容は、今回お知らせした年金加入期間には含まれておりませんので、ご丁承ください。

①厚生年金保険加入期間		か月
②船員保険加入期間		か月
③国民年金加入期間のうち納付済月数		か月
④ "	全額免除月数	か月
⑤ "	4分の3免除月数	か月
⑥ "	半額免除月数	か月
⑦ "	4分の1免除月数	か月
⑧ "	学生納付特例月数	か月
⑨共済組合等加入月数(注)		か月
年金加入期間合計		か月

年金を受給するためには、この期間に合算対象期間(カラ期間)などを加え、原則300か月(25年)以上が必要です。

※生まれ年などによっては、その必要な期間が短くなります。
※厚生年金保険及び共済組合等の加入期間の合計が240か月(20年)以上の場合も、年金が受給できます。

(注)公務員や私学教職員の場合は、平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間は表示されない場合があります。共済組合等加入期間と他制度の加入期間が重複している場合は、それぞれの加入月数を表示しています。

お問い合わせは下記の『専用ダイヤル』へ！



0570-060-222(ナビダイヤル)

※IP電話・PHSからは「03-6700-1108」にお電話ください。

受付時間

○月～金曜日：午前8：30～午後5：15
ただし月曜日(月曜日が休日の場合は火曜日)は午後7：00まで受付

○第2土曜日：午前9：30～午後4：00
* 祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※ナビダイヤルの通話料金は、一般固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金でご利用いただけます。ただし携帯電話の場合は全額発信者負担となります。

※IP電話・PHS用電話(03-6700-1108)の通話料金は、全額発信者負担となります。

※「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番を付けて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

「私の履歴整理表」の記入用紙を差上げます。

右のいろいろな記録を、手軽に確認するために、ご夫婦で、ご自分の「記憶」を「記録」に置き換えてみましょう。社会保険事務所や年金相談センターには「私の履歴整理表」が備えつけてあります。これを利用なさると、年金記録の確認がしやすくなり、ご相談の時間が短くなります。

ご夫婦での相談が肝要で、ご夫婦の生年月日を入れた用紙を差上げますので、お申し出ください。

日本年金機構設立についてのお知らせ

平成22年1月1日に、社会保険庁は「日本年金機構」に生まれ変わります。

- 社会保険事務所は「年金事務所」となりますが、電話番号は変わりません。
- 年金の支払いや、各種の届出も、従来同様です。
- 職員一同、気持ちをあらたに出直しますので、よろしく願いたします。

表面の表に記載されていなくても、次のような期間があれば、「必要な加入期間」に加算されます。

◆合算対象期間(「カラ期間」と呼ばれています。)

よくある「合算対象期間(カラ期間)」には、次の3種類があります。右の図のようなケースがあれば、「必要な加入期間」に加算されます。

このほかにもありますので、詳しくは、左記の「専用ダイヤル」またはお近くの社会保険事務所や年金相談センターにお問い合わせください。

(1) 専業主婦のサラリーマンの妻で、昭和61年3月まで国民年金に加入していなかった期間(右図①)

(2) 海外に在住していた期間(右図②)

※なお、次の国々(協定相手国)で働いていた方々はこれまで日本及び協定相手国の年金を受け取るための期間を満たしていなかった方でも、社会保障協定により、協定相手国及び日本の年金加入期間を相互に通算し、日本及び相手国の年金を受給することができます。(平成21年4月現在)
ドイツ アメリカ ベルギー フランス カナダ オーストラリア オランダ チェコ (スペイン(準備中))

(3) 学生(20歳以上)の期間で、平成3年3月まで国民年金に加入しなかった期間(右図③)

◆共済組合等の加入期間

平成8年以前に退職した共済組合等の加入期間のうち、社会保険庁に情報提供されていない期間

◆基礎年金番号以外の年金手帳記号番号で加入していた期間

◆第3号被保険者の未届出期間(被用者年金加入者に扶養されていた期間)

国民年金の第3号被保険者の届出がなく、保険料納付済期間とされていない期間

※この期間については、平成17年4月1日以降に従来の未届けを解消できる特例届出ができるようになりました。

《本状をお送りするまでの間に、既に確認がお済みの方について、行き違いがありましたらご容赦ください。》

社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) にも年金加入期間に関する内容を掲載していますのでご利用ください。

合算対象期間(カラ期間)になる例

